



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年9月7日金曜日 第1894号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

落札者等の決定.....	951
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	951
医療機関の指定.....	953
指定医療機関の廃止.....	953
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	953
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	954
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定.....	954
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	955
介護機関(地域包括支援センター)の指定.....	956
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....	956
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	956
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	957
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	957
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	957
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更.....	957
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更.....	958
指定介護機関(地域包括支援センター)の変更.....	958
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止.....	958
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止.....	959
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止.....	959
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の廃止.....	959
指定介護機関(居宅介護事業者)の休止.....	959
指定介護機関(介護予防事業者)の休止.....	960
衛生検査所の登録.....	960
指定居宅サービス事業者の指定.....	960
指定居宅介護支援事業者の指定.....	960
指定介護予防サービス事業者の指定.....	961

指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	961
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	961
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更.....	962
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	962
指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	962
指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	962
指定居宅サービス事業の廃止.....	963
指定居宅介護支援事業の廃止.....	963
指定介護予防サービス事業の廃止.....	963
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	964
保安林の指定施業要件の変更予定.....	964
同意の成立(特定養殖共済).....	964
道路の供用開始(県道北条玉川線).....	965
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	965
道路の供用開始( " ).....	965
都市計画の決定案の縦覧.....	965
都市計画の変更案の縦覧.....	965
開発行為に関する工事の完了.....	966
道路の位置の指定.....	966

### 公 告

ウイルス対策ソフトウェアのライセンス更新.....	966
土地の売払い.....	967

### 労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....	967
------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1413号

次のとおり落札者を決定した。  
平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
庁内LANシステム用端末機の借入れ(パーソナルコンピュータ 1,305台)	愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成19年7月27日	NECリース株式会社 四国支店 香川県高松市中野町29番2号	2,034,690円 (月額)	一般競争入札	平成19年6月15日

#### ○愛媛県告示第1414号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。  
なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
新居浜電子株式会社  
新居浜市王子町1番1号  
代表取締役社長 渡邊 光廣

2 事業場の名称及び所在地

新居浜電子株式会社  
新居浜市王子町1番1号

3 特定施設に関する事項

(1) ローラー洗浄装置1号

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1回当たり26本処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約10日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3.0~4.0 最大 3.0~4.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.5 最大 12.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.05 最大 1.4
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1 最大 2	

(2) 銅めっきパッチ試験装置1号

特定施設の種 類	政令別表第1第66号 電気めっき施設	
特定施設の能力	1日当たり1.5キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約10日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.5 最大 12.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.05 最大 1.4
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 2.5 最大 3.0	

(3) 銅めっきパッチ試験装置2号

特定施設の種 類	政令別表第1第66号 電気めっき施設	
特定施設の能力	1日当たり1.1キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約10日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.5 最大 12.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.05 最大 1.4
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1.0 最大 1.5	

4 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設Ⅲ

設置年月日	平成16年5月4日				
処理施設の種別	物理処理及び化学処理				
処理施設の型式	還元法、中和法、イオン交換法及び活性炭吸着法				
処理施設の構造	ポリエチレン及びステンレス鋼等				
処理施設の主要寸法	縦 57メートル 横 12.5メートル 高さ 10メートル				
処理施設の能力	1日当たり2,940立方メートル処理				
汚水等の処理の方式	還元法、中和法、イオン交換法及び活性炭吸着法				
処理施設の使用時間間隔	連続				
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間				
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し				
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前			処理後
		イオン交換系	還元系	脱脂系	還元系
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~8.0 最大 4.0~8.6	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 6.0~10.0 最大 5.0~11.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.5 最大 7.9	通常 5.4 最大 8.2	通常 6.0 最大 8.0	通常 4.9 最大 7.4
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 3.5	通常 7.6 最大 13.6	通常 6.0 最大 10.3	通常 7.4 最大 9.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.7	通常 0.5 最大 0.8	通常 1.0 最大 1.0	通常 0.5 最大 0.8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,228.5 最大 2,427.5	通常 83 最大 96	通常 56 最大 64	通常 429 最大 474	

備考 処理水の一部は、系内循環水として再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
------------	---------------	--------------------------

○愛媛県告示第1417号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。  
平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.5 最大 8.4
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.1
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.45 最大 0.81
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,090 最大 2,397

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1415号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指定年月日
ささき歯科医院	佐々木 誠	北宇和郡鬼北町大字近永1310-5	平成19年8月1日
古賀耳鼻咽喉科	古賀 健一郎	宇和島市御幸町二丁目6番3号	平成19年8月1日
すぎもり歯科クリニック	杉森 英一郎	新居浜市王子町3番3号	平成19年8月1日
フクダ薬局西之端店	有限会社フクダ薬局	新居浜市中村一丁目5番38号	平成19年8月1日
すずき眼科クリニック	鈴木 正和	四国中央市妻鳥町1626-1	平成19年8月1日

○愛媛県告示第1416号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
長浜薬局	有限会社村上薬局	大洲市長浜甲295	平成19年7月1日
ニック調剤薬局伊予店	有限会社ヒロキ	伊予市灘町16番7	平成18年11月19日

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人中川クリニック	大洲市東若宮8番地7	東若宮中川脳神経外科クリニック	大洲市東若宮8番地7	平成19年6月1日
有限会社笑家	大洲市徳森732番地7	デイサービスセンター笑家	大洲市柚木269番地3	平成19年7月1日
医療法人幸愛会	伊予市米湊1477番地1	米湊わたなベクリニック	伊予市米湊1477番地1	平成19年6月1日
医療法人藤本内科クリニック	東温市横河原1301番地3	藤本内科クリニック	東温市横河原1301番地3	平成19年6月1日
石井オアシス・ケアサービス有限会社	松山市古川北二丁目16番6号	おあしす今治	今治市郷桜井三丁目3-67	平成19年6月1日
有限会社エンジェルハウス	宇和島市三間町成家845番地	デイサービス紙ふうせん	宇和島市三間町成家845番地	平成19年7月20日
有限会社エンジェルハウス	宇和島市三間町成家845番地	グループホーム紙ふうせん	宇和島市三間町成家845番地	平成19年7月20日
社会福祉法人正和会	宇和島市保田甲1932番地2	社会福祉法人正和会デイサービスセンターやすらぎ	宇和島市蛤95番地3	平成19年8月1日
有限会社みかちゃん	八幡浜市郷1-1247-1	有限会社みかちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	平成19年7月1日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	デイサービスセンターお茶屋	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	平成19年7月26日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南9番10	共立病院	西条市三津屋南9番10	平成19年7月30日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南9番10	福祉用具貸与事業所たらちね	西条市三津屋南9番10	平成19年7月30日

## ○愛媛県告示第1418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社居宅介護支援事業所 さわやか愛南	南宇和郡愛南町垣内392番地	有限会社居宅介護支援事業所 さわやか愛南	南宇和郡愛南町垣内392番地	平成19年7月7日
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	J A えひめ南居宅介護支援センター南宇和事業所	南宇和郡愛南町城辺甲2652	平成19年7月5日
合同会社ゆら	宇和島市津島町須下365番地	合同会社ゆら指定居宅介護支援事業所	宇和島市津島町須下365番地	平成19年8月1日

## ○愛媛県告示第1419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町2-2-3	介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2-3	平成19年4月1日

## ○愛媛県告示第1420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人やすらぎ会	今治市別宮町二丁目1番地5	鈴木病院	今治市別宮町二丁目1番地5	平成19年4月1日
介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町2-2-3	蒼社町のデイサービス	今治市蒼社町二丁目2-67	平成19年4月1日
介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町2-2-3	介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2-3	平成19年4月1日
有限会社いよ路サービス	今治市鯉池町一丁目1番22号	有限会社いよ路サービス	今治市鯉池町一丁目1番22号	平成19年4月1日
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	指定訪問介護事業所やすらぎ	今治市馬越町二丁目1番41号	平成19年6月29日
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	西日本商事株式会社今治営業所	今治市馬越町二丁目1番41号	平成19年6月29日
有限会社笑家	大洲市徳森732番地7	デイサービスセンター笑家	大洲市柚木269番地3	平成19年7月1日
医療法人幸愛会	伊予市米湊1477番地1	米湊わたなベクリニック	伊予市米湊1477番地1	平成19年6月1日
医療法人藤本内科クリニック	東温市横河原1301番地3	藤本内科クリニック	東温市横河原1301番地3	平成19年6月1日
社会福祉法人砥部町社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南719番地	砥部町社協	伊予郡砥部町大南719番地	平成19年4月1日
医療法人滴水会	今治市末広町一丁目5-5	老人保健施設燧園	今治市末広町三丁目1-6	平成19年4月1日
石井オアシス・ケアサービス有限会社	松山市古川北二丁目16番6号	おあしす今治	今治市郷桜井三丁目3-67	平成19年7月1日
社会福祉法人悠々会	今治市黄金町三丁目2番地6	指定通所介護事業所デイサービスセンター吹揚	今治市黄金町三丁目2番地6	平成19年4月1日
社会福祉法人悠々会	今治市黄金町三丁目2番地6	指定短期入所生活介護事業所シルバーハウス吹揚	今治市黄金町三丁目2番地6	平成19年4月1日
社会福祉法人今治福祉施設協会	今治市南宝来町一丁目9番地8	デイサービスセンター唐子荘	今治市旦甲479番地の1	平成19年4月1日
有限会社エンジェルハウス	宇和島市三間町成家845番地	デイサービス紙ふうせん	宇和島市三間町成家845番地	平成19年7月20日
社会福祉法人正和会	宇和島市保田甲1932番地2	社会福祉法人正和会デイサービスセンターやすらぎ	宇和島市蛤95番地3	平成19年8月1日

有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1 - 1247 - 1	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	平成19年7月1日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南9番10	共立病院	西条市三津屋南9番10	平成19年7月30日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南9番10	福祉用具貸与事業所たらちね	西条市三津屋南9番10	平成19年7月30日
有限会社たちばな	伊予市灘町136番地2	ヘルパーステーションたちばな	伊予市灘町136番地2	平成19年7月1日
有限会社たちばな	伊予市灘町136番地2	デイサービスセンターたちばな	伊予市灘町136番地2	平成19年7月1日

○愛媛県告示第1421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（地域包括支援センター）を次のように指定した。  
平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
西条市	西条市明屋敷164番地	西条市地域包括支援センター	西条市明屋敷164番地	平成19年7月1日

○愛媛県告示第1422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。  
平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町2 - 2 - 3	介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2 - 3	平成19年4月1日
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	西日本商事株式会社今治営業所	今治市馬越町二丁目1番41号	平成19年6月29日

○愛媛県告示第1423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。  
平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	（変更後） ニチイケアセンター今治	今治市黄金町四丁目1 - 18塩見ビル1F	平成19年4月1日
		（変更前） アイリスケアセンター今治		
有限会社舞花	今治市郷本町一丁目2番36号	（変更後） 有限会社舞花	今治市河南町一丁目5番27号	平成19年5月1日
		（変更前） 介護サービスセンター今治たちばな		

## ○愛媛県告示第1424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	(変更後) ニチイケアセンター今治	今治市黄金町四丁目1-18塩見ビル1F	平成19年4月1日
		(変更前) アイリスケアセンター今治		
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	(変更後) 居宅介護支援事業所はびねす	新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成19年5月10日
		(変更前) 居宅介護支援事業所プラチナガーデン		

## ○愛媛県告示第1425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社トーカイ新居浜営業所	(変更後) 新居浜市郷二丁目1番10号	平成19年5月14日
			(変更前) 新居浜市上泉町11番40号	

## ○愛媛県告示第1426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社トーカイ新居浜営業所	(変更後) 新居浜市郷二丁目1番10号	平成19年5月14日
			(変更前) 新居浜市上泉町11番40号	

## ○愛媛県告示第1427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社トーカイ新居浜営業所	(変更後) 新居浜市郷二丁目1番10号	平成19年5月14日
			(変更前) 新居浜市上泉町11番40号	

## ○愛媛県告示第1428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社トーカイ新居浜営業所	（変更後） 新居浜市郷二丁目1番10号	平成19年5月14日
			（変更前） 新居浜市上泉町11番40号	

## ○愛媛県告示第1429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（地域包括支援センター）の介護予防支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万212番地	久万高原町地域包括支援センター	（変更後） 上浮穴郡久万高原町久万212番地	平成19年4月1日
			（変更前） 上浮穴郡久万高原町久万71番地1	

## ○愛媛県告示第1430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
門田 富史	伊予郡砥部町高尾田635番地2	かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地2	平成19年4月30日
鎌倉 聡	伊予郡松前町鶴吉806番地	かまくら歯科クリニック	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成19年4月30日
社団法人喜多医師会	大洲市徳森字小鳥越2632-3	喜多医師会内山訪問看護ステーション	喜多郡内子町城廻275-1	平成19年5月31日
平林 靖士	今治市中日吉町二丁目2番21号	内科・消化器科平林胃腸クリニック	今治市河南町二丁目6番20号	平成19年4月30日
中野 吉朗	八幡浜市保内町喜木1番耕地240番地1	なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木1番耕地240番地1	平成19年4月30日
中川 孝	大洲市東若宮8番地7	東若宮中川脳神経外科クリニック	大洲市東若宮8番地7	平成19年5月31日
渡邊 英次	松山市石手白石甲91番地6	米湊わたなベクリニック	伊予市米湊1477番地1	平成19年5月31日
株式会社ニューフロンティア	松山市宮西二丁目3番7	グループホーム太陽	西予市野村町阿下6号588番地	平成19年3月31日



## ○愛媛県告示第1431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	豊園荘	新居浜市船木甲2216-29	平成19年5月9日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	はびねすケアセンター	新居浜市泉宮町5番19号	平成19年5月9日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	居宅介護支援事業所若水館	新居浜市若水町一丁目9番13号	平成19年5月9日
社団法人喜多医師会	大洲市徳森字小鳥越2632-3	喜多医師会内山指定居宅介護支援事業所	喜多郡内子町城廻275-1	平成19年5月31日

## ○愛媛県告示第1432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
門田富史	伊予郡砥部町高尾田635番地2	かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地2	平成19年4月30日
平林靖士	今治市中日吉町二丁目2番21号	内科・消化器科平林胃腸クリニック	今治市河南町二丁目6番20号	平成19年4月30日
渡邊英次	松山市石手白石甲91番地6	米湊わたなベクリニック	伊予市米湊1477番地1	平成19年5月31日

## ○愛媛県告示第1433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）から、特定福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社東予ケア・サービス	新居浜市垣生一丁目6番25号	有限会社東予ケア・サービス	新居浜市垣生一丁目6番25号	平成19年4月1日

## ○愛媛県告示第1434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
社団法人喜多医師会	大洲市徳森字小鳥越2632-3	喜多医師会立内山病院	喜多郡内子町城廻275-1	平成19年5月31日

○愛媛県告示第1435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る介護予防事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
社団法人喜多医師会	大洲市徳森字小鳥越2632-3	喜多医師会立内山病院	喜多郡内子町城廻275-1	平成19年5月31日

○愛媛県告示第1436号

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定により、次に掲げる衛生検査所の登録をした。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	登録年月日	名称	所在地	開設者名
第41号	平成19年8月21日	ファルコバイオシステムズ新居浜	新居浜市東田二丁目甲1825番地1	株式会社ファルコバイオシステムズ

○愛媛県告示第1437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106493	医療法人財団尚温会	愛媛県伊予市八倉906番地5	訪問介護	医療法人財団尚温会余戸訪問介護サービス	愛媛県松山市保免西二丁目1-2	平成19年7月1日
3870106501	株式会社社民友会	愛媛県松山市若葉町1番3号	訪問介護	民友会在宅介護ステーション	愛媛県松山市若葉町1番3号	平成19年7月1日
3870106519	有限会社在宅福祉サービスさわやか	愛媛県松山市平田町106番地3 Mサイエンス102号	訪問介護	有限会社在宅福祉サービスさわやか訪問介護ステーション	愛媛県松山市平田町106番地3 Mサイエンス202号	平成19年7月1日
3870106527	医療法人ミネルワ会	愛媛県松山市高岡町178番地4	通所介護	デイサービスセンターミネルワ	愛媛県松山市高岡町301番地13	平成19年7月1日
3870106535	ハニーコーポレーション株式会社	愛媛県松山市西石井町一丁目1番25号	通所介護	コニーデイサービスセンター	愛媛県松山市中村二丁目8番27号	平成19年7月1日
3871000513	社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	愛媛県伊予市米湊723番地1伊予市庁第2別館	訪問介護	伊予市社協中山訪問介護事業所	愛媛県伊予市中山町出淵2番耕地138番地1中山地区公民館	平成19年7月1日
3871000521	社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	愛媛県伊予市米湊723番地1伊予市庁第2別館	訪問介護	伊予市社協双海訪問介護事業所	愛媛県伊予市双海町上瀬甲5821番地6ふたみ基幹集落センター	平成19年7月1日
3871400358	株式会社かちほ	愛媛県西予市宇和町上松葉165番地1	通所介護	デイサービスセンター明浜館	愛媛県西予市明浜町高山688番地	平成19年7月1日
3870501750	社会福祉法人宝集会	愛媛県新居浜市荷内町6番21号	訪問介護	宝寿園	愛媛県新居浜市荷内町6番21号	平成19年7月1日

○愛媛県告示第1438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106501	株式会社社民友会	愛媛県松山市若葉町1番3号	居宅介護支援	民友会在宅介護ステーション	愛媛県松山市若葉町1番3号	平成19年7月1日

○愛媛県告示第1439号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106493	医療法人財団尚温会	愛媛県伊予市八倉906番地5	介護予防訪問介護	医療法人財団尚温会余戸訪問介護サービス	愛媛県松山市保免西二丁目1-2	平成19年7月1日
3870106501	株式会社社民友会	愛媛県松山市若葉町1番3号	介護予防訪問介護	民友会在宅介護ステーション	愛媛県松山市若葉町1番3号	平成19年7月1日
3870106519	有限会社在宅福祉サービスさわやか	愛媛県松山市平田町106番地3 Mサイエンス102号	介護予防訪問介護	有限会社在宅福祉サービスさわやか訪問介護ステーション	愛媛県松山市平田町106番地3 Mサイエンス202号	平成19年7月1日
3871000513	社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	愛媛県伊予市米湊723番地1伊予市庁第2別館	介護予防訪問介護	伊予市社協中山訪問介護事業所	愛媛県伊予市中山町出淵2番耕地138番地1中山地区公民館	平成19年7月1日
3871000521	社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	愛媛県伊予市米湊723番地1伊予市庁第2別館	介護予防訪問介護	伊予市社協双海訪問介護事業所	愛媛県伊予市双海町上灘甲5821番地6ふたみ基幹集落センター	平成19年7月1日
3873500809	有限会社デイサービスさくら	愛媛県伊予郡松前町恵久美546番地6	介護予防通所介護	有限会社デイサービスさくら	愛媛県伊予郡松前町恵久美546番地6	平成19年7月1日
3873900538	有限会社レインボープラス	愛媛県北宇和郡松野町延野々1448番地1	介護予防訪問介護	訪問介護事業所虹の森	愛媛県北宇和郡松野町大字延野々1448-1	平成19年7月1日
3871400358	株式会社たかちほ	愛媛県西予市宇和町上松葉165番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンター明浜館	愛媛県西予市明浜町高山688番地	平成19年7月1日
3870501750	社会福祉法人宝集会	愛媛県新居浜市荷内町6番21号	介護予防訪問介護	宝寿園	愛媛県新居浜市荷内町6番21号	平成19年7月1日

○愛媛県告示第1440号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870101429	社会福祉法人寿楽会	愛媛県松山市権現町10	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護事業所福寿荘	特定有料老人ホーム福寿荘	愛媛県松山市権現町3-1	平成19年7月3日

○愛媛県告示第1441号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3871200261	有限会社どうぜんサービス	愛媛県西条市吉田1199-1	訪問介護	有限会社どうぜんサービス	愛媛県西条市石田864番地	愛媛県西条市吉田1199-1	平成19年6月1日
3871400069	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	愛媛県西予市野村町野村12号15番地	訪問介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所	愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目450番地西予市庁舎第2別館	愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目746番地	平成19年6月1日

3871400069	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	愛媛県西予市野村町野村12号15番地	訪問入浴介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所	愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目450番地西予市庁舎第2別館	愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目746番地	平成19年6月1日
3870106154	株式会社ケアステーション春々	愛媛県松山市湯の山東一丁目1番地5	訪問介護	訪問介護事業所ケアステーション春々	愛媛県松山市湯の山東一丁目1番地5	愛媛県松山市小坂4-6-42	平成19年7月1日
3871300368	株式会社ケアンドワイ	愛媛県四国中央市三島金子一丁目1番21号	訪問介護	訪問介護サービスこころ	愛媛県四国中央市中之庄町398番地2しのがビル2F	愛媛県四国中央市三島金子1-4-31栗ビル3F	平成19年7月1日

○愛媛県告示第1442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所				届出年月日
				変更前		変更後		
				名称	所在地	名称	所在地	
3870104415	医療法人天真会	愛媛県松山市南高井町333番地	通所介護	デイホームきたくめ	愛媛県松山市北久米町1097-9	デイホームつよし	愛媛県松山市津吉町611-3	平成19年7月1日

○愛媛県告示第1443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所				届出年月日
				名称	所在地			
					変更前	変更後		
3871400069	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	愛媛県西予市野村町野村12号15番地	居宅介護支援	社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所	愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目450番地西予市庁舎第2別館	愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目746番地	平成19年6月1日	
3871400333	株式会社たかちほ	愛媛県西予市宇和町上松葉165番地1	居宅介護支援	ケアプラン明浜館	愛媛県西予市明浜町高山甲677番地	愛媛県西予市明浜町高山甲688番地	平成19年7月1日	

○愛媛県告示第1444号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所				届出年月日
				名称	所在地			
					変更前	変更後		
3870101429	社会福祉法人寿楽会	愛媛県松山市権現町10	介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護事業所福寿荘	特定有料老人ホーム福寿荘	愛媛県松山市権現町3-1	平成19年7月3日	

○愛媛県告示第1445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3871200261	有限会社どうぜんサービス	愛媛県西条市吉田1199-1	介護予防訪問介護	有限会社どうぜんサービス	愛媛県西条市石田864番地	愛媛県西条市吉田1199-1	平成19年6月1日
3871400069	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	愛媛県西予市野村町野村12号15番地	介護予防訪問介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所	愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目450番地西予市庁舎第2別館	愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目746番地	平成19年6月1日
3870106154	株式会社ケアステーション春々	愛媛県松山市湯の山東一丁目1番地5	介護予防訪問介護	訪問介護事業所ケアステーション春々	愛媛県松山市湯の山東一丁目1番地5	愛媛県松山市小坂4-6-42	平成19年7月1日
3871300368	株式会社ケイアンドワイ	愛媛県四国中央市三島金子一丁目1番21号	介護予防訪問介護	訪問介護サービスこころ	愛媛県四国中央市中之庄町398番地2し	愛媛県四国中央市三島金子1-4-31栗ビル3F	平成19年7月1日

○愛媛県告示第1446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870600495	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスンいよ西条ケアセンター	愛媛県西条市飯岡3759番地1リジョービル	平成19年6月30日
3870800269	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	愛媛県四国中央市上分町358番地1メゾン興陽105号	平成19年6月30日
3870200403	四国電業株式会社	愛媛県今治市別宮町2-2-1	福祉用具貸与	四国電業株式会社	愛媛県今治市別宮町2-2-1	平成19年7月1日
3873800357	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	福祉用具貸与	株式会社コムスン愛媛福祉用具センター	愛媛県西予市宇和町卯之町2-307	平成19年7月13日

○愛媛県告示第1447号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870100132	医療法人友朋会	愛媛県松山市溝辺町甲331番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業所りつりん	愛媛県松山市畑寺12-10	平成19年6月30日
3870105081	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目3番30号	居宅介護支援	居宅介護支援センター星岡	愛媛県松山市星岡町477番地	平成19年6月30日
3870100348	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町2-5-5	居宅介護支援	れんげ荘指定居宅介護支援事業所	愛媛県松山市東石井町183	平成19年7月20日

○愛媛県告示第1448号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3857780252	医療法人ミネルワ会	愛媛県松山市高岡町178-4	介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設ミネルワ	愛媛県松山市高岡町302-2	平成19年6月30日

3870104035	医療法人天真会	愛媛県松山市南高井町33番地	介護予防通所介護	デイホームひがしの	愛媛県松山市東野五丁目甲930 - 34	平成19年6月30日
3870104415	医療法人天真会	愛媛県松山市南高井町33番地	介護予防通所介護	デイホームきたくめ	愛媛県松山市北久米町1097 - 9	平成19年6月30日
3870600495	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	介護予防訪問介護	株式会社コムスンいよ西条ケアセンター	愛媛県西条市飯岡3759番地1リショールビル	平成19年6月30日
3870800269	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	介護予防訪問介護	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	愛媛県四国中央市上分町358番地1メゾン興陽105号	平成19年6月30日

○愛媛県告示第1449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。  
平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3813610056	医療法人福田医院	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂77	介護療養型医療施設	福田医院	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂77番地	平成19年6月30日
3810128862	医療法人社団久野内科	愛媛県松山市此花町8-24	介護療養型医療施設	久野内科	愛媛県松山市此花町8-24	平成19年7月20日

○愛媛県告示第1450号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西条市西之川字老野丁83から丁86まで、丁90の1、丁90の2、丁91から丁99まで、丁100の1、丁100の2、丁101、丁102、丁103の1、丁103の2、丁104の1、丁104の2、丁105、丁106、丁107の1から丁107の3まで、丁108、丁109の1、丁109の2、丁110から丁115まで、丁117、丁118の2、丁119から丁137まで、丁149、丁150、丁151の1、丁151の2、丁152から丁154まで、丁155の1、丁155の2、丁256の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西条市西之川字野地丁357（次の図に示す部分に限る。）、丁337、丁338、丁339の1、丁339の2、丁340から丁345まで、丁346の1、丁347、丁348の1、丁348の2、丁349から丁356まで、丁358から丁361まで、丁362の1、丁362の2、丁368、丁369

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1451号

次の加入区の特設養殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

のり等養殖業（のり養殖業）

加 入 区
西条市禎瑞加入区
壬生川加入区

○愛媛県告示第1452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	北条玉川線	松山市中西外字桑田131番3から 同市八反地字五反地甲1488番5まで	平成19年9月7日

○愛媛県告示第1453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市柴乙9番地先から 同市八多喜町甲2839番2まで	旧	メートル 3.8~9.6	キロメートル 0.097	
			新	3.8~9.6 6.0~12.8	0.097 0.110	

○愛媛県告示第1454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市柴乙9番地先から 同市八多喜町甲2839番2まで	平成19年9月7日

○愛媛県告示第1455号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
八幡浜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
八幡浜都市計画区域及び保内都市計画区域

○愛媛県告示第1456号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に

供する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画臨港地区 松山臨港地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分 松山市西垣生町、南吉田町、北吉田町、大可賀三丁目、海岸通、三津ふ頭、三津一丁目、三津二丁目、三津三丁目、高浜町一丁目、高浜町二丁目、高浜町三丁目、高浜町六丁目、勝岡町、和気町二丁目、門田町、由良町、泊町の各一部
  - (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第1457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第24号 平成19年8月22日	伊予郡砥部町高尾田1152番、1153番、1154番、1155番、1157番、1159番2及び1157番地先農道	伊予郡砥部町高尾田866番地7 ランドコーポレーション株式会社 代表取締役 田 中 大 丈
19松局建（開）第25号 平成19年8月22日	伊予市下吾川字北西原1975番3、1977番1、1977番2及び1977番6	松山市清住二丁目1092番地5 株式会社清友 代表取締役 山 本 守 厚
19松局建（開）第26号 平成19年8月27日	東温市北野田字平松470番3	東温市野田二丁目4番地13 ディアスT T（A棟）101号 宮 内 優 次 宮 内 絢 子

○愛媛県告示第1458号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市下柏町字柏楨62番10、同市下柏町字馬尺り63番4及び63番4地先水路並びに同市下柏町字色面54番2、59番、59番2及び59番地先農道

2 申請人の住所氏名

四国中央市下柏町58番地  
菰田 敬三

3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に対する事項

(1) 件名

ウイルス対策ソフトウェアのライセンス更新

(2) 購入物品名及び数量

ウイルス対策ソフトウェアのライセンス 一式

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及びライセンス内訳表による。

(4) 納入期限

平成19年9月28日（金）

(5) 購入物品の納入場所

愛媛県企画情報部情報政策課とする。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19年9月28日までに当該物品を納入できる者であること。
- (3) ウイルス対策ソフトウェアを取り扱う者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

平成19年9月19日（水）午前10時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に揚げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成19年9月19日（水）午前10時

愛媛県庁本館1階 企画情報部管理局情報政策課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を平成19年9月28日までに納入できる体制を整備しなければならない。



- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
今治市吉海町名5865番	雑種地	1,056.45m <sup>2</sup>

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等  
ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県土木部管理局用地課高速道路用地係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2664  
イ 入札心得書の交付方法  
アに掲げる場所で交付する。  
ウ 現地説明の日時及び場所  
(ア) 日時

平成19年9月21日（月）午前11時

- (イ) 場所  
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時  
平成19年10月1日（月）午前11時
- (2) 入札及び開札の場所  
愛媛県今治市旭町一丁目4番地9  
愛媛県今治地方局3階会議室
- (3) 入札書の提出方法  
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。  
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効  
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限  
ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。  
イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他  
詳細は、入札心得書による。

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成19年9月7日

愛媛県労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

## 愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏名	現職又は地位	委員経歴	委嘱年月日
白石喜徳	愛媛県労働委員会会長 弁護士	26～38期	平成19年8月27日
山下泰史	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	34～38期	〃
宇都宮純一	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	35～38期	〃
青山保子	愛媛県労働委員会委員 社会保険労務士	36～38期	〃
桐木陽子	愛媛県労働委員会委員 松山東雲短期大学教授	37～38期	〃
松本修次	愛媛県労働委員会委員 全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長 連合愛媛副会長	30～38期	〃
木原忠幸	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	36～38期	〃
安藤伸子	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛中予地域協議会副事務局長 連合愛媛次長書記	37～38期	〃
徳永洋典	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長 交通労連四国地方総支部四国西濃運輸労働組合執行委員長	37～38期	〃
田中圭子	愛媛県労働委員会委員 JAM四国愛媛県協議会組織部長	38期	〃
廣瀬了	愛媛県労働委員会委員 宇和島自動車株式会社代表取締役社長	37～38期	〃
仙波誉子	愛媛県労働委員会委員 株式会社岩本商会代表取締役社長	37～38期	〃
岡田忠	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	38期	〃
黒田周子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38期	〃
今井基博	愛媛県労働委員会委員 住友共同電力株式会社総務部長	38期	〃
増本基	愛媛県労働委員会事務局長		平成19年4月1日
菊地久男	愛媛県労働委員会事務局次長		〃
渡部豊隆	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成17年4月1日